

別紙様式第5号（その3）

抽出事案説明書

（担当部局名：漁港漁村課）

入札方式	随意契約方式
工事名	大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その2）工事
工事種別	鋼構造物工事
工事概要	水門製作・据付 1式
随意契約の理由	<p>次の理由から受注候補者を公募し企画競争により特定のうえ、随意契約によって契約を締結した。</p> <p>【企画競争の実施理由】</p> <p>(1) 全国的に海上における起伏式フラップゲートの施工事例がないため、一般競争入札実施要領に掲げる入札参加資格を設定できないこと。</p> <p>(2) 本工事の設計は、先行発注した基礎工事が必要とした基本的な仕様は確定しているものの、水門本体の動作部分等については種々の方式が考えられることから、広く提案を求めるものであること。</p>
契約金額	2,531,520 千円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 187,520 千円）
その他	

随意契約理由書

工事名： 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その 2）工事

根拠規程等	<p>○ 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適しないもの</p> <p>○ 工事請負契約における随意契約のガイドライン I（1）特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合</p>
随意契約理由	<p>大船渡漁港海岸細浦地区は、大船渡湾内の南側に位置しており、昭和35年のチリ地震津波では本県最大の被害を受けている箇所である。</p> <p>しかし、当海岸は津波対策のための整備が遅れている県内でも数少ない無堤地域であり、東日本大震災津波によっても壊滅的な被害を受けている。</p> <p>このことから、津波による災害から地域を守り安全性を確保するため、当事業によって水門及び防潮堤等の海岸保全施設を整備するものである。</p> <p>当事業計画の策定に当たって、海岸線沿いに防潮堤を設置する防潮堤案及び湾口に水門を設置する水門案（水門の形式別に 6 案を検討）について、船舶の通行及び経済性等を検討した結果、津波警報等の発令時に水中から起伏するフラップゲートによって背後地を防護する工法を採用することとした。</p> <p>なお、当事業計画について、平成 27 年 11 月までに地域住民及び漁業者から同意を得ている。</p> <p>基礎工及び防潮堤の土木工事（水門その 1 工事及び防潮堤その 1 工事）は平成 28 年度に発注済みであり、9 月議会定例会に請負契約議案の提案を予定している水門本体の鋼構造物工事（水門その 2 工事）については、次の理由から受注候補者を公募し企画競争により特定のうえ、随意契約により契約を締結することとする。</p> <p>【企画競争の実施理由】</p> <p>ア 全国的に海上における起伏式フラップゲートの施工事例がないため、一般競争入札実施要領に掲げる入札参加資格（第 3（12）入札公告に示す工事と同種の工事の施工実績がある者であること。）を設定できないこと。</p> <p>イ 本工事の設計は、先行発注した基礎工事が必要とした基本的な仕様は確定しているものの、水門本体の動作部分については種々の方式が考えられることから、広く提案を求めるものであること。</p>
見積依頼業者	<p>大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号 日立造船株式会社</p>

選定理由	<p>水門工事（起伏式フラップゲート）に係る見積書を徴収する相手方の特定に関する事務処理要領（平成 29 年 5 月 26 日施行）に基づき企画競争を実施し、見積依頼業者（受注候補者）を特定した。</p> <p>(1) 企画競争参加者 1 者</p> <p>(2) 企画提案審査内容（企画提案選定委員会） 企画競争実施要領で規定する評価基準に基づき審査した結果、失格条件（0 点となる評価点の有無）に該当せず、提案内容が適切であると判断したことから、企画競争参加者（1 者）を見積依頼業者（受注候補者）として特定した。</p> <p>(3) 企画提案採点結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">提 案 課 題</th> <th>採点／配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見積 価格</td> <td>見積価格</td> <td style="text-align: center;">5.2／ 20.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 工事費</td> <td style="text-align: center;">5.2／ 20.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">70.0／ 80.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術 提案</td> <td>施工計画等</td> <td style="text-align: center;">30.0／ 30.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 施工計画</td> <td style="text-align: center;">10.0／ 10.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 品質管理・安全管理</td> <td style="text-align: center;">20.0／ 20.0</td> </tr> <tr> <td>起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保</td> <td style="text-align: center;">25.0／ 30.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保に関する提案</td> <td style="text-align: center;">25.0／ 30.0</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td style="text-align: center;">15.0／ 20.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) 保守点検費用</td> <td style="text-align: center;">5.0／ 5.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(6) 機器・装置等の更新費用</td> <td style="text-align: center;">5.0／ 5.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(7) 保守点検の容易化及び維持管理費の縮減に関する提案</td> <td style="text-align: center;">5.0／ 10.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">75.2／100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【企画競争実施スケジュール】</p> <p>5 月 26 日 企画提案選定委員会（企画提案の特定基準の策定）</p> <p>6 月 16 日 企画競争の公告</p> <p>7 月 27 日 企画提案書の提出期限</p> <p>7 月 31 日 企画提案選定委員会（見積を徴収する相手方の特定）</p>	提 案 課 題		採点／配点	見積 価格	見積価格	5.2／ 20.0	(1) 工事費	5.2／ 20.0	70.0／ 80.0		技術 提案	施工計画等	30.0／ 30.0	(2) 施工計画	10.0／ 10.0	(3) 品質管理・安全管理	20.0／ 20.0	起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保	25.0／ 30.0	(4) 起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保に関する提案	25.0／ 30.0	維持管理	15.0／ 20.0	(5) 保守点検費用	5.0／ 5.0	(6) 機器・装置等の更新費用	5.0／ 5.0	(7) 保守点検の容易化及び維持管理費の縮減に関する提案	5.0／ 10.0	合 計		75.2／100.0
提 案 課 題		採点／配点																															
見積 価格	見積価格	5.2／ 20.0																															
	(1) 工事費	5.2／ 20.0																															
	70.0／ 80.0																																
技術 提案	施工計画等	30.0／ 30.0																															
	(2) 施工計画	10.0／ 10.0																															
	(3) 品質管理・安全管理	20.0／ 20.0																															
	起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保	25.0／ 30.0																															
	(4) 起伏式フラップゲートの作動の確実性の確保に関する提案	25.0／ 30.0																															
	維持管理	15.0／ 20.0																															
	(5) 保守点検費用	5.0／ 5.0																															
(6) 機器・装置等の更新費用	5.0／ 5.0																																
(7) 保守点検の容易化及び維持管理費の縮減に関する提案	5.0／ 10.0																																
合 計		75.2／100.0																															

日立造船株式会社
取締役社長 谷所 敬 様

岩手県知事 達増拓也

見積書の提出について（依頼）

このことについて、下記のとおり見積りを依頼します。

記

1 工事概要

- (1) 工事名 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その2）工事
- (2) 工事場所 岩手県大船渡市末崎町地先
- (3) 工事内容 水門製作・据付 1式
- (4) 工期 888日間

2 見積書の提出の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年8月21日（月） 午後3時
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁6階 6-B会議室

3 設計図書

別添のとおり

4 見積書の提出の方法

- (1) 見積書は、2(1)の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 見積書は、封筒に入れて封かんすること。封筒の表面には、工事名、工事場所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を併せて記載すること。
- (3) 見積に関する詳細は、別紙「随意契約見積心得」によること。

5 その他

- (1) 見積書のあて名は「岩手県知事 達増拓也」とすること。
- (2) この見積依頼に係る契約は、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (3) 見積りに要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の見積手続きが中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) 契約予定者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約予定価格とするので、見積提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。





6 照会先

農林水産部漁港漁村課 村松<電話 019-629-5830>

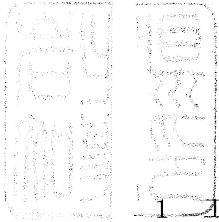
見 積 調 書

工事番号	29-1-0563-00008	見積書提出日時	平成29年 8月21日	15時 00分
工事名	大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その2）工事			
工事場所	大船渡市末崎町地先			
予定価格(税込)	2,536,477.200 円			
予定価格(税抜)	2,348,590.000 円			
見 積 者 名	見 積 額 (円)			決 定 額 (円)
	第1回	第2回	第3回	
日立造船株式会社	2,359,000.000	2,349,000.000	2,344,000.000	2,344,000.000

(50音順)

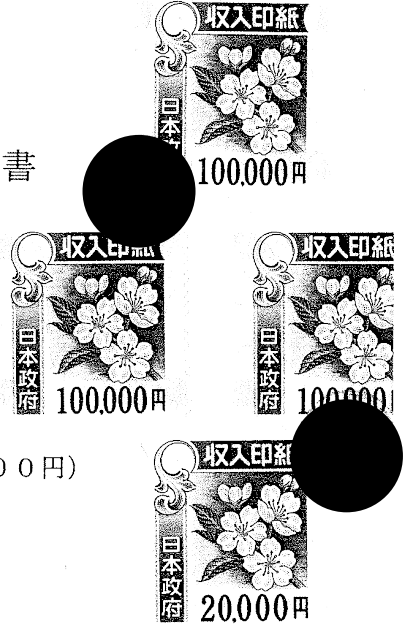
所属長	執行者	補助者	委任状確認者
			

備 考 見積額に当該額の8%に相当する額を加算した金額が契約予定価格である。



岩手県営建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その2）工事
- 2 工事場所 大船渡市末崎町地先
- 3 工期 自 議会の議決から起算して1週間以内
至 888日間
- 4 請負代金額 金 2,531,520,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 187,520,000円)
- 5 契約保証金 金 253,152,000円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり



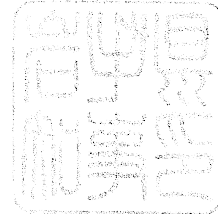
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）第2条の規定により、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決された時をもって、本契約の効力が生ずるものとする。

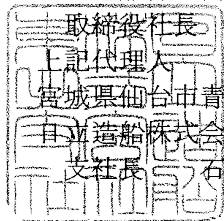
平成 29 年 9 月 8 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也



受注者 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船株式会社

取締役社長 谷 所 敬
上記代理人
宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号
日立造船株式会社東北支社
支社長 石川 英司



漁 港 第 4 4 6 号
平成 29 年 10 月 10 日

日立造船株式会社東北支社
支社長 石川 英 司 様

岩手県農林水産部
漁港漁村課総括課長

県営建設工事の請負契約について

このことについて、平成 29 年 9 月 8 日付で仮契約を締結した下記工事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年岩手県条例第 30 号）第 2 条の規定により岩手県議会に付議したところ、平成 29 年 10 月 10 日に可決となりましたので通知します。

なお、議会の議決を得られたことにより、本工事の着工期限を平成 29 年 10 月 16 日としますので、工事着手届を提出願います。

また、工事請負契約締結後におきまして、別紙のとおり単価適用年月を変更請求できることとしておりますので、ご確認願います。

記

- 1 工事名 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その 2）工事
- 2 契約年月日 平成 29 年 10 月 10 日
（議会議決日）